

国民年金 遺族基礎年金と未支給請求

●問合先 土浦年金事務所 ☎ 029-824-7169 市役所国保年金課 年金G 内線 105、106

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が死亡したとき、または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』に対して、支給されます。

●遺族基礎年金を受けるための要件・時期

次の①～④のいずれかに該当する方が死亡したときに、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳（1・2級の障がい状態にある子の場合は20歳）に到達した年度の末日（3月31日）まで支給されます。

- ①国民年金の被保険者
- ②国民年金の被保険者であった方で、国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ③老齢基礎年金の受給権者
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方

ただし、①・②の場合、死亡日の前日において次の保険料納付要件のいずれかを満たしていることが必要。

◆保険料納付要件の原則および特例

- ・死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（免除、納付猶予、学生納付特例期間も含む）が3分の2以上ある。
- ・平成38年4月1日前に死亡した場合は、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

●年金額（平成26年度の額）

●子のいる妻が受け取る場合の年金額（単位：円）

	基本額	加算額	年金額
子が1人	772,800	222,400	995,200
子が2人		444,800	1,217,600

●子が受け取る場合の年金額（単位：円）

	基本額	加算額	年金額
子が1人	772,800	0	772,800
子が2人		222,400	995,200

※子が3人以上いる場合は1人につき74,100円を加算

●未支給（年金・保険給付）請求

年金を受けている方が亡くなった時にまだ受け取っていない年金や、亡くなった後に振込まれた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

●未支給年金を受け取れる遺族

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦子の配偶者・おい・めいなど、3親等内の親族の順で受け取れます。

生計を同じくする同順位者が2名以上いる場合は、1名が代表で請求してください。

●申請・問合先

- ・土浦年金事務所 ☎ 029-824-7169
〒300-0812 土浦市下高津2-7-29
- ・街角の年金相談センター ☎ 029-825-2300（予約受付）
〒300-0037 土浦市桜町1-16-12 住友生命土浦ビル3階

